

**KOBELCO**

神鋼真岡発電所建設計画  
環境影響評価準備書のあらまし



平成 27 年 9 月  
株式会社神戸製鋼所

当社は平成7年（1995年）4月の電気事業法改正（規制緩和）を受け、兵庫県神戸市にある土地や岸壁など、既存インフラや石炭調達および自家発電のノウハウなどを最大限に活用し、発電規模140万kW（70万kW×2基）の電力卸供給事業を計画し、平成14年（2002年）に1号機を、平成16年（2004年）には2号機の運転を開始し、電力事業に本格的に参入いたしました。

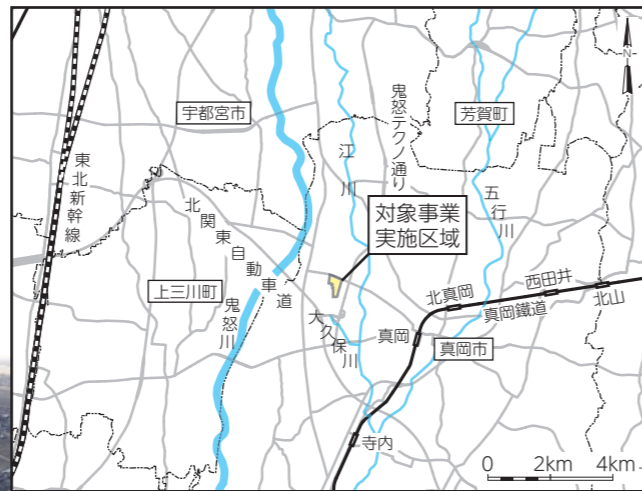
当社はこの中核事業の一つである電力事業の強化を図るべく、栃木県真岡市に発電出力120万kW級のガスタービンコンバインドサイクル発電設備を建設する計画を策定し、平成26年（2014年）9月に東京ガス株式会社と電力供給契約を締結いたしました。

本冊子は事業計画の推進に当たり、「環境影響評価法」及び「電気事業法」に基づき作成した「環境影響評価準備書」のあらましを取りまとめたものです。ぜひご一読いただき、本事業について皆様のご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお本事業は内閣官房と経済産業省により国土やエネルギー基盤の強靱化に資する事例に選定されており、社会に貢献できるものと考えております。

目次

はじめに・・・1  
 事業計画の概要・・・2  
 環境影響評価結果の概要・・・4  
 環境監視計画・・・14  
 おわりに・・・14



イメージ図



事業概要

原動力の種類	ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出力	1号機、2号機 各62.4万kW 合計124.8万kW
燃料	都市ガス
所在地	栃木県真岡市鬼怒ヶ丘1丁目
運転開始時期	1号機 平成31年（予定）、2号機 平成32年（予定）

工事工程

工事開始後の年数		1年目	2年目	3年目	4年目
全体工程		工事開始		1号機運転開始	2号機運転開始
主要な工事	土木・建築工事	(25)			
	タービン据付工事	1号機	(9)		
		2号機	(9)		
	排熱回収ボイラ据付工事	1号機	(14)		
		2号機	(14)		
	空気冷却式復水器据付工事	1号機	(12)		
		2号機	(12)		
	煙突工事	1号機	(8)		
		2号機	(8)		
	試運転	1号機	(9)		
2号機		(9)			

注：（ ）内の数値は月数を示します。

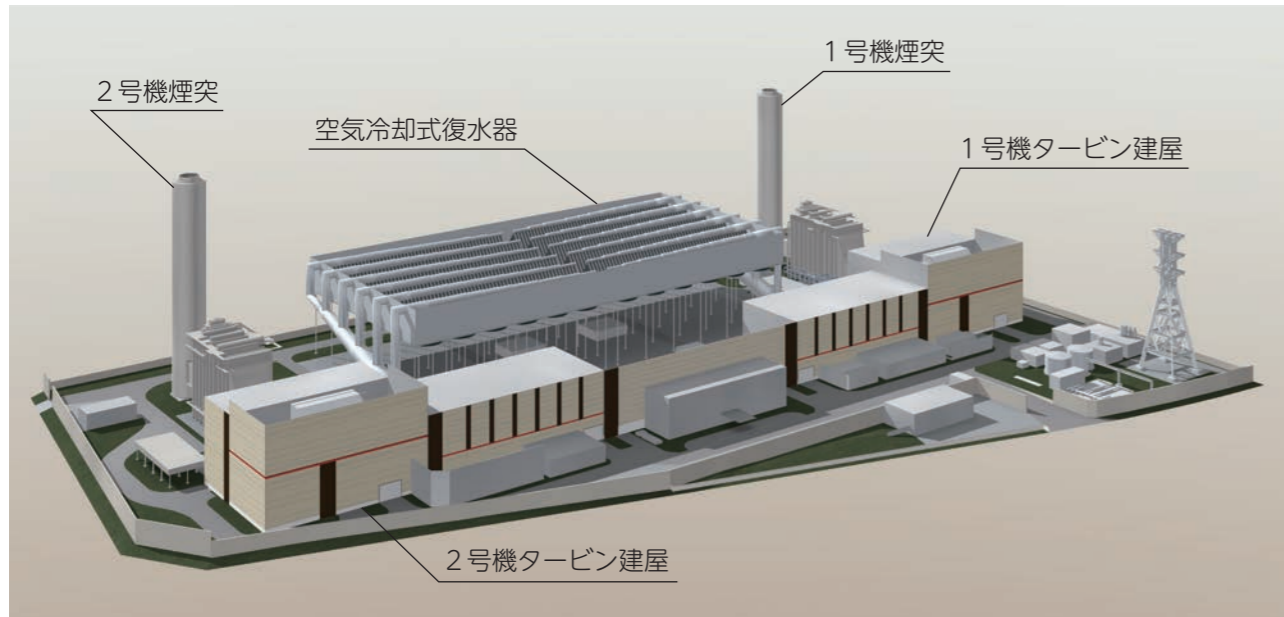
発電設備の概要

項目	1号機	2号機
原動力の種類	ガスタービン及び汽力	同左
出力	62.4万kW	同左
燃料の種類	都市ガス	同左
窒素酸化物	排出濃度	5ppm
	排出量	19m <sup>3</sup> N/h
煙突	85m	同左
復水器冷却方式	空気冷却方式	同左

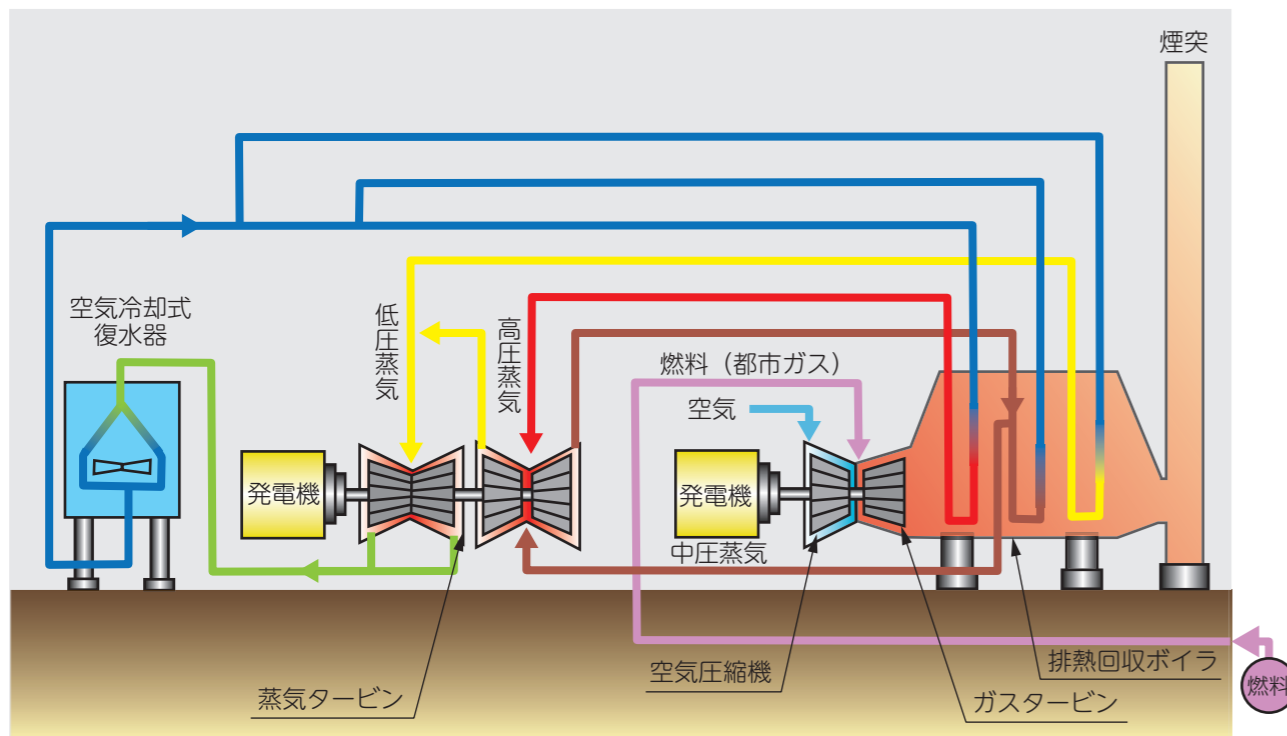




完成予想図



コンバインドサイクル発電設備の概要



【コンバインドサイクル発電方式の仕組み】

ガスタービン発電と汽力発電の長所を組み合わせた発電方式で、高温高圧の燃焼ガスの膨張力によりガスタービンを回転させ直接発電すると同時に、高温の排ガスをボイラに導き、蒸気を発生させ、蒸気タービンでも発電する仕組みです。発電効率が高く、レスポンス良く広範囲の出力調整が可能です。

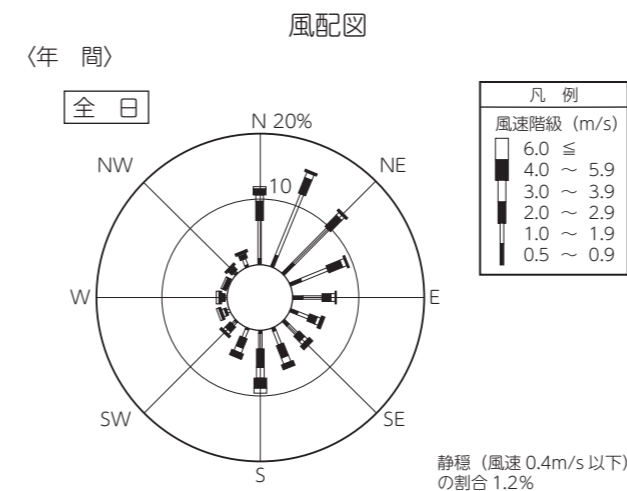
対象事業実施区域及びその周辺において現地調査を行い、講じようとする環境保全措置を踏まえ、工事中及び発電所の運転開始後における環境への影響を予測評価しました。

大気環境

1. 環境の現況

■ 気象観測

対象事業実施区域における1年間の地上気象観測及び季節ごとに1週間の高層気象観測を行いました。地上気象の調査結果は次のとおりです。



観測項目	最多風向	平均風速	平均気温
地上気象	北北東	2.1m/s	14.4℃

地上気象観測



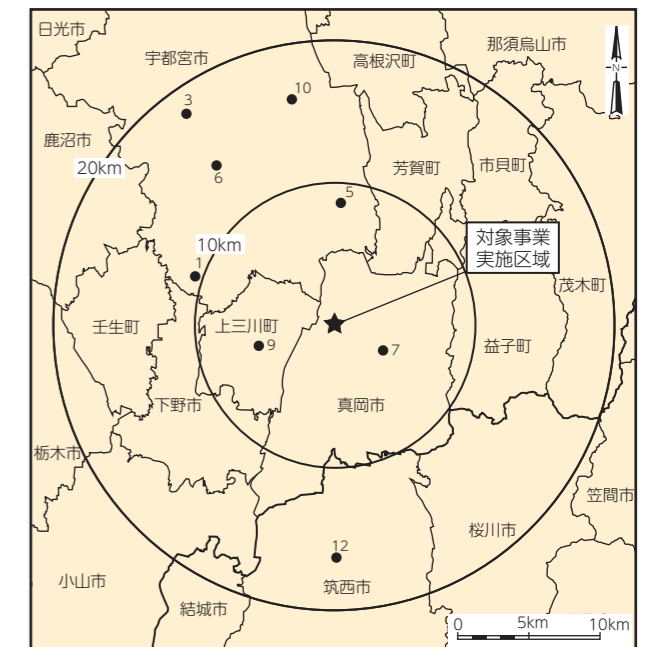
高層気象観測



■ 大気環境調査 (窒素酸化物)

対象事業実施区域を中心とした半径 20km の範囲の一般環境大気測定局及び対象事業実施区域における平成 26 年度の二酸化窒素調査結果の概要は次のとおりです。

測定局	図中番号	年平均値 (ppm)	日平均値の年間 98% 値 (ppm)	環境基準
真岡市役所	7	0.008	0.018	日平均値が 0.04~0.06ppm のゾーン内 又はそれ以下
上三川町役場	9	0.013	0.029	
雀宮中学校	1	0.011	0.022	
細谷小学校	3	0.012	0.025	
清原	5	0.010	0.021	
中央	6	0.014	0.028	
河内	10	0.012	0.024	
筑西保健所	12	0.010	0.021	
対象事業実施区域	★	0.008	0.018	



## 2. 環境保全措置と影響の予測評価

### ■ 工事中及び発電所の運転開始後の関係車両による大気質への影響（窒素酸化物、粉じん等）

工事中及び発電所の運転開始後の関係車両による大気質に関する環境保全措置と予測評価結果は次のとおりです。

#### ● 主な環境保全措置

- ・ 工程調整により関係車両台数の平準化を図り、ピーク時の関係車両台数の低減を図る。
- ・ 関係車両の主要な交通ルートを分散し、特定の交通ルートへの関係車両の集中を低減する。
- ・ 工事関係車両の出場時に適宜タイヤの洗浄を行う。

#### ● 予測評価

予測地点における将来交通量に占める関係車両の割合は工事中が 1.18 ~ 1.98%、運転開始後が 0.37 ~ 0.62% と小さく、二酸化窒素の将来環境濃度は工事中及び運転開始後ともに環境基準 (0.04 ~ 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下) に適合している。以上のことから関係車両による大気質に係る環境影響は実行可能な範囲内で低減されており、環境保全の基準等の確保に支障を及ぼすものではないと評価する。

①	二酸化窒素
工 事 中	0.01957ppm
運転開始後	0.01857ppm

②	二酸化窒素
工 事 中	0.01995ppm
運転開始後	0.01870ppm



④	二酸化窒素
工 事 中	0.01895ppm
運転開始後	0.01840ppm

③	二酸化窒素
工 事 中	0.01883ppm
運転開始後	0.01836ppm

### ■ 工事中の建設機械の稼働による大気質への影響（窒素酸化物、粉じん等）

工事中の建設機械の稼働による大気質に関する環境保全措置と予測評価結果は次のとおりです。

#### ● 主な環境保全措置

- ・ 可能な限り排出ガス対策型建設機械を使用する。
- ・ 夜間（22時～翌6時）においては、原則として建設作業は行わない。
- ・ 建設エリア内において、適宜、散水を行う。

#### ● 予測評価

二酸化窒素の将来予測環境濃度は 0.0281ppm であり、環境基準に適合している。また、建設エリア内において散水を行うことから、建設機械の稼働による大気質に係る環境影響は実行可能な範囲内で低減されており、環境保全の基準等の確保に支障を及ぼすものではないと評価する。

### ■ 発電所の運転開始後の排ガスによる大気質への影響（窒素酸化物）

発電所の運転開始後の排ガスによる大気質に関する環境保全措置と予測評価結果は次のとおりです。

#### ● 主な環境保全措置

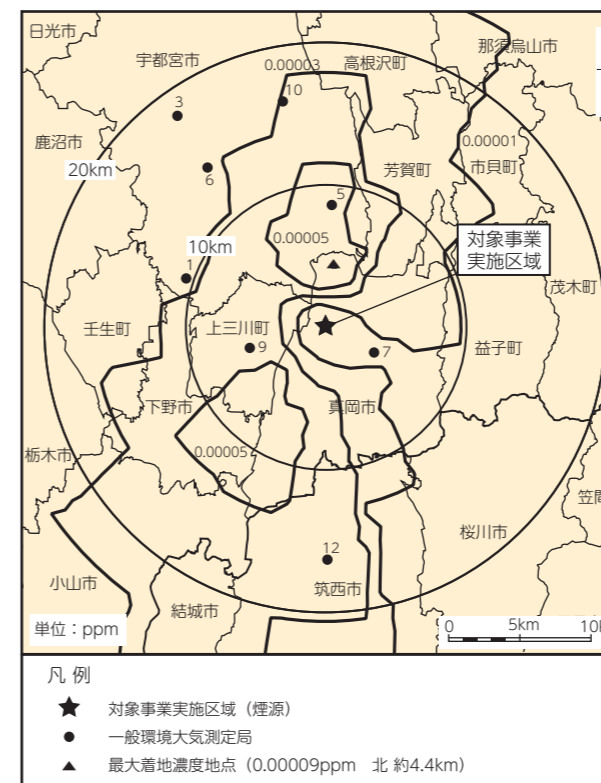
- ・ 低 NOx 燃焼器の採用により、窒素酸化物排出量の低減を図る。
- ・ 排煙脱硝装置を設置し、適切な運転管理及び定期的な点検により性能を維持し、排ガス中の窒素酸化物の排出濃度及び排出量を低減する。

#### ● 予測評価

二酸化窒素についての予測結果は、年平均値、日平均値、特殊気象条件下の 1 時間値のいずれの予測項目においても、環境基準又は指針値を下回っており、環境保全の基準等の確保に支障を及ぼすものではないと評価する。

項 目	将来環境濃度 (ppm)	環 境 基 準 等
年 平 均 値	0.00901 ~ 0.01502	環境基準の年平均相当値 (0.030ppm)
日 平 均 値	0.01925 ~ 0.04400	日平均値が 0.04 ~ 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下
特殊気象条件下	0.0143 ~ 0.0682	短期曝露の指針値 (0.1 ~ 0.2ppm)

発電所の運転による二酸化窒素の地上寄与濃度（年平均値）及び測定局ごとの予測結果は以下のとおりです。



測 定 局	図中番号	寄与濃度 (ppm) a	バックグラウンド濃度 (ppm) b	将来環境濃度 (ppm) a+b
真岡市役所	7	0.00001	0.009	0.00901
上三川町役場	9	0.00005	0.014	0.01405
雀宮中学校	1	0.00003	0.010	0.01003
細谷小学校	3	0.00002	0.013	0.01302
清 原	5	0.00007	0.012	0.01207
中 央	6	0.00002	0.015	0.01502
河 内	10	0.00003	0.012	0.01203
筑西保健所	12	0.00004	0.011	0.01104

注：バックグラウンド濃度は、各測定局の平成 22 年度～26 年度における二酸化窒素の年平均値の平均値を用いました。



## 騒音・振動・低周波音

### 1. 環境の現況

主要な交通ルート沿い及び対象事業実施区域の敷地境界並びに民家等が存在する地域において、騒音、振動及び低周波音の調査を行いました。

### 2. 環境保全措置と影響の予測評価

#### ■ 工事中及び発電所の運転開始後の関係車両による騒音・振動への影響

工事中及び発電所の運転開始後の関係車両による騒音・振動に関する環境保全措置と予測評価結果は次のとおりです。

##### ● 主な環境保全措置

- ・ 工程調整により関係車両台数の平準化を図り、ピーク時の関係車両台数の低減を図る。
- ・ 関係車両の主要な交通ルートを分散し、特定の交通ルートへの関係車両の集中を低減する。

##### ● 予測評価

主要な交通ルートの沿道における将来の騒音及び振動の予測結果は工事中、運転開始後ともにほとんど増加はなく、騒音規制法、振動規制法に基づく要請限度を下回っていることから、環境保全の基準等の確保に支障を及ぼすものではないと評価する。



単位：デシベル

予測地点	騒音：昼間（6～22時）				
	現況	将来		環境基準	要請限度
		工事中	運転開始後		
①	73	73	73	70	75
②	70	70	70		
③	71	71	71		
④	66	66	66		

注：予測地点②及び③は区域の指定がないため、c区域の環境基準及び要請限度を示しました。

単位：デシベル

予測地点	振動：昼間（7～20時）			
	現況	将来		要請限度
		工事中	運転開始後	
①	52	52	52	70
②	54	54	54	
③	41	41	41	
④	42	43	42	

単位：デシベル

予測地点	振動：夜間（20～7時）			
	現況	将来		要請限度
		工事中	運転開始後	
①	45	45	45	65
②	46	46	46	
③	32	32	32	
④	34	34	34	

注：予測地点②～④は区域の指定がないため、第一種区域の要請限度を示しました。

#### ■ 工事中の建設機械の稼働による騒音・振動への影響

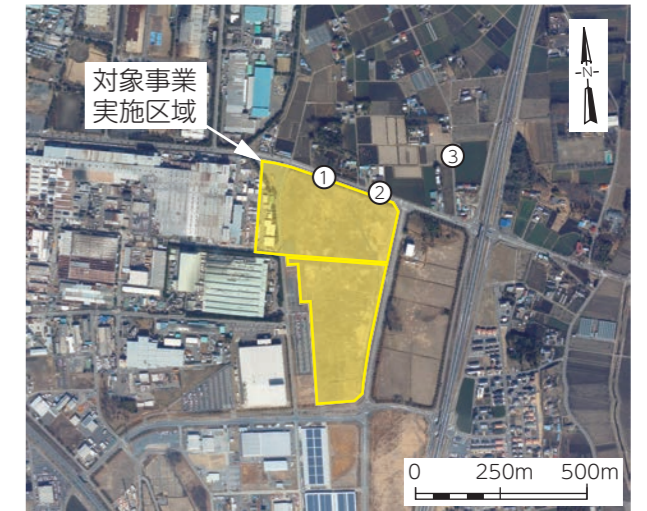
工事中の建設機械の稼働による騒音・振動に関する環境保全措置と予測評価結果は次のとおりです。

##### ● 主な環境保全措置

- ・ 可能な限り低騒音・低振動型工法を採用し、低騒音・低振動型建設機械を使用する。
- ・ 工程調整等により、建設機械台数の平準化及びピーク台数の低減に努める。
- ・ 必要に応じて防音壁を設置する。
- ・ 夜間（22時～翌6時）においては、原則として建設作業は行わない。

##### ● 予測評価

敷地境界における騒音は72～74デシベル、振動は70～72デシベルであり、規制基準に適合している。また、民家等が存在する地域における騒音は60デシベルと環境基準と同等、振動は40デシベルと感覚閾値\*1を下回っていることから、環境保全の基準等の確保に支障を及ぼすものではないと評価する。



番号	騒音・振動・低周波音調査位置
①	発電所敷地境界1
②	発電所敷地境界2
③	民家等が存在する地域

\*1：感覚閾値は、一般に振動を感じるか感じないかの境であるとされている値

#### ■ 発電所の運転による騒音・振動・低周波音への影響

発電所の運転による騒音・振動・低周波音に関する環境保全措置と予測評価結果は次のとおりです。

##### ● 主な環境保全措置

- ・ 主要な騒音・振動発生源である空気冷却式復水器は、敷地南側へ配置するとともに、北側にタービン建屋を配置し、タービン建屋の間に防音壁を設置する。
- ・ 可能な限り低騒音型、低振動型の機器を使用する。
- ・ ガスタービン、蒸気タービン、発電機は屋内に設置するとともに、屋外に配置する騒音、低周波音発生源となる機器については、必要に応じて防音壁、または防音カバーを設置する。
- ・ 振動発生機器は強固な基礎の上に設置する。

##### ● 予測評価

敷地境界における騒音は64～73デシベルと増加はほとんどなく、振動は48～60デシベルであり、規制基準を満足している。また、民家等が存在する地域における騒音は51～58デシベルと増加はほとんどなく、振動は38デシベルと感覚閾値を下回っており、低周波音は参考値\*2を下回っていることから、環境保全の基準等の確保に支障を及ぼすものではないと評価する。

\*2：参考値は睡眠影響が現れ始めるとされている値

単位：デシベル

項目	敷地境界（騒音L <sub>A5</sub> 、振動L <sub>10</sub> ）			民家等が存在する地域（騒音L <sub>Aeq</sub> 、振動L <sub>10</sub> ）			
	現況	運転開始後	規制基準	現況	運転開始後	環境基準	感覚閾値
騒音	64～73	64～73	60～75	51～58	51～58	50～60	—
振動	33～43	48～60	60～65	26～28	38	—	55

単位：デシベル

項目	敷地境界（G特性）			民家等が存在する地域（G特性）		
	現況	運転開始後	参考値	現況	運転開始後	参考値
低周波音	70～71	77	100	67～68	75	100



## 水環境

### 1. 環境の現況

#### ■ 水質

排水先の河川において水質調査を実施しました。鬼怒川の生物化学的酸素要求量は、0.6～2.2mg/Lの範囲でした。江川の浮遊物質量は、1.2～48mg/Lの範囲でした。

【水の汚れに関する現況調査位置】



【水の濁りに関する現況調査位置】



### 2. 環境保全措置と影響の予測評価

水質に関する環境保全措置と予測評価結果は次のとおりです。

#### ■ 工事中の水の濁りの影響

##### ● 主な環境保全措置

- ・既存の工業団地内に建設することにより、新たに大規模な土地の造成を行わない。
- ・土木工事等に伴う工事排水や掘削エリアの雨水排水については、仮設排水処理設備において浮遊物質量を50mg/L（日間平均40mg/L）以下に処理した後に排出する。

##### ● 予測評価

土木工事等に伴う水の濁りについては、浮遊物質量は「栃木県生活環境の保全等に関する条例」に定める排水の規制基準（50mg/L（日間平均40mg/L）以下）以下に処理した後に排出することから、河川への影響は小さく、環境保全の基準等の確保に支障を及ぼすものではないと評価する。

#### ■ 発電所の運転による水の汚れの影響

##### ● 主な環境保全措置

- ・ボイラブロー水、純水装置から出る再生排水、プラント雑排水及び生活排水（浄化槽後）は、総合排水処理設備で処理を行い、生物化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量を「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）の排水基準以下にして排出する。
- ・総合排水処理設備出口において、定期的に測定を行い、管理する。

##### ● 予測評価

発電所の運転による水の汚れについては、「水質汚濁防止法」に基づく排水基準は適用されないが、生物化学的酸素要求量は「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（25mg/L（日間平均20mg/L）以下）を下回る8mg/L以下に処理した後に排出することから、第二排水口における生物化学的酸素要求量濃度の現状との濃度差は0.1mg/Lと極めて小さく、河川における環境保全の基準等の確保に支障を及ぼすものではないと評価する。

## 動物・植物・生態系

### 1. 環境の現況

#### ■ 動物・植物

対象事業実施区域及びその周辺において、陸生の動物及び植物についての調査を行いました。

#### ◎ 主な確認種

	種数	主な確認種
ほ乳類	4目6科7種	ジネズミ、アカネズミ、タヌキ等
鳥類	13目31科64種	サシバ、オオタカ、ノスリ、チョウゲンボウ、キジバト、ヒバリ等
は虫類	1目2科3種	ニホンカナヘビ、シマヘビ、ジムグリ
両生類	1目2科3種	ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル、ニホンアマガエル
昆虫類	16目193科846種	ギンイチモンジセセリ、シマゲンゴロウ、ヤマトモンシテムシ等
植物	105科487種	エノコログサ、スズメノヒエ、クズ、ヨモギ等

これらのうち、対象事業実施区域で確認された重要な種は、ほ乳類1種、鳥類14種、は虫類2種、両生類2種、昆虫類3種であり、植物の重要な種は確認されませんでした。

#### ■ 生態系

地域を特徴づける生態系の上位性注目種としてノスリを選定し、高利用域の調査等を行いました。また、典型性注目種としてヒバリを選定し、生息密度の調査等を行いました。

ノスリ



ヒバリ



### 2. 環境保全措置と影響の予測評価

動物・植物・生態系に関する環境保全措置と予測評価結果は次のとおりです。

##### ● 主な環境保全措置

- ・地域の植生に配慮の上、可能な限り緑地を設ける。
- ・緑化マウンドの植栽に当たっては、立地条件を考慮の上、地域の生態系に配慮する。
- ・発電所敷地内の北辺、東辺の緑地帯は、工業団地の緑地に合わせたクヌギ、コナラ、ヤマザクラ等の実のなる種を植栽する。
- ・地域の環境保全活動に積極的に参加することにより、地域の環境が良好に保たれるように努める。
- ・見学者受入施設に隣接する緑地に低茎の草地環境を整備し、草地環境に生息、生育する生物の生息地及び生育地を創出するとともに、見学者受入施設において草地環境の生物について紹介をするプログラムを用意することにより、発電所の周辺におけるヒバリへの理解、周知に関する活動を行う。

##### ● 予測評価

これらの環境保全措置を講じることにより、動植物の重要な種及び生態系への影響は小さく、実行可能な範囲内で低減されていると評価する。

## 景観

### 1. 環境の現況

眺望景観の状況について、現地踏査及び写真撮影により確認しました。

### 2. 環境保全措置と影響の予測評価

景観に関する環境保全措置と予測評価結果は次のとおりです。

#### ● 主な環境保全措置

- ・ 建屋、防音壁等の色彩は、「栃木県景観条例」との整合を図り、周囲に与える違和感や雑然さを低減し、風土と調和する色彩とする。
- ・ ベージュ系をベースに、濃い茶系の直方体で分節化を図り、単調さを軽減する。
- ・ 設備はコンパクトな配置設計とし、設備の視認範囲を低減する。
- ・ 住居地域等からの景観に配慮し、敷地の北側、東側に中高木の植栽を行い、視覚遮へい及び修景を図る。
- ・ 高さがある煙突は、大気質への影響を考慮しつつ、周辺の構造物から突出しない高さとするとともに、敷地の南寄りに配置し、色彩も目立たないグレー系とすることにより北側からの圧迫感を軽減する。

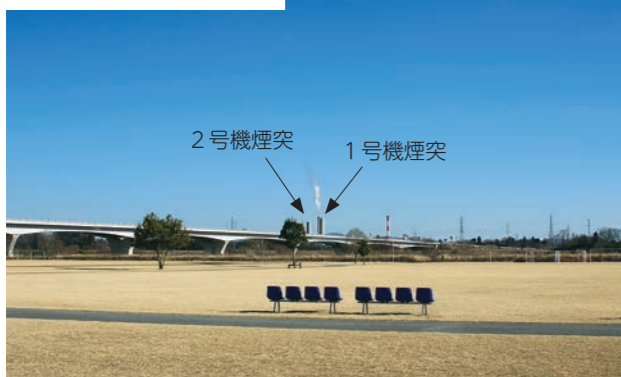
#### ● 予測評価

これらの環境保全措置を講じることにより、主要な眺望景観への影響は小さいものと考えられ、実行可能な範囲内で低減されていると評価する。

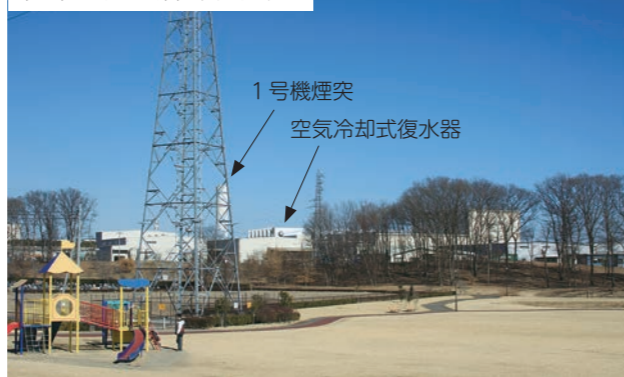
将来：レンタルビデオショップ駐車場



将来：蓼沼緑地公園



将来：大久保中央公園



## 人と自然との触れ合いの活動の場

### 1. 環境の現況

主要な人と自然との触れ合いの活動の場を3地点抽出し、利用状況等の情報を収集するとともに、主要なアクセスルートにおける自動車交通量を調査しました。

鬼怒自然公園



自然ふれあい園大久保



井頭公園



### 2. 環境保全措置と影響の予測評価

#### ■ 工事中及び発電所の運転開始後の関係車両による人と自然との触れ合いの活動の場への影響

工事中及び発電所の運転開始後の関係車両による人と自然との触れ合いの活動の場に関する環境保全措置と予測評価結果は次のとおりです。

#### ● 主な環境保全措置

- ・ 工事関係車両台数の平準化を図り、建設工事ピーク時の工事関係車両台数を低減する。
- ・ 関係車両の主要な交通ルートを分散し、特定の交通ルートへの関係車両の集中を低減する。
- ・ 工事関係者の通勤における乗り合いの利用により、工事関係車両台数を低減する。
- ・ 人と自然との触れ合いの活動の場の利用が多い休日は、原則として工事用資材等の搬出入を行わない。

#### ● 予測評価

これらの環境保全措置を講じることにより、主要な交通ルートにおける一般車両台数に占める関係車両台数の割合は工事中が1.1～2.0%、運転開始後が0.3～0.7%と小さく、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響は、実行可能な範囲内で低減されていると評価する。

### 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の調査位置



凡例	
●	景観調査地点
●	人と自然との触れ合いの活動の場調査地点



## 廃棄物等

### 環境保全措置と影響の予測評価

#### 産業廃棄物（工事中及び発電所の運転開始後）

工事中及び発電所の運転開始後の産業廃棄物に関する環境保全措置と予測評価結果は次のとおりです。

##### ● 主な環境保全措置

- ・資材等の梱包材の簡素化等を図ることにより、産業廃棄物の発生量を低減する。
- ・排水処理設備の運転管理を適切に行う等、汚泥発生量の低減に努める。
- ・発生する産業廃棄物は極力分別回収及び有効利用に努め、処分量を低減する。
- ・有効利用が困難な産業廃棄物は、専門の産業廃棄物処理会社に委託して適正に処理する。

##### ● 予測評価

これらの環境保全措置を講じ、廃棄物の有効利用に努めることから、実行可能な範囲内で低減されていると評価する。

#### 残土（工事中）

残土に関する環境保全措置と予測評価結果は次のとおりです。

##### ● 主な環境保全措置

- ・掘削範囲を必要最小限とすることにより、発生土量を低減する。
- ・掘削工事に伴う発生土を、埋め戻しや新設の緑化マウンド用の盛土等に有効利用することにより、残土の発生を低減する。
- ・有効利用が困難な残土については、専門の処理業者に委託して適正に処理する。

##### ● 予測評価

これらの環境保全措置を講じ、発生土の低減及び適正な処理を行うことから、実行可能な範囲内で低減されていると評価する。

## 温室効果ガス等

### 環境保全措置と影響の予測評価

#### 発電所の運転開始後の温室効果ガス等（二酸化炭素）

発電所の運転開始後の温室効果ガス等に関する環境保全措置と予測評価結果は次のとおりです。

##### ● 主な環境保全措置

- ・発電効率の高いコンバインドサイクル発電方式を採用し、発電電力量当たりの二酸化炭素排出量を低減する。
- ・発電用燃料は、二酸化炭素の排出量が少ない都市ガスを使用する。
- ・発電設備の適切な運転管理及び設備管理により、高い発電効率の維持に努める。

##### ● 予測評価

発電設備の適切な運転管理及び設備管理により高い発電効率の維持を図るとともに、省エネルギーに配慮した事業活動等により二酸化炭素の排出抑制に努めることから、国、栃木県及び真岡市の方針等に合致した計画であると評価する。

工事中及び発電所の運転開始後は以下のとおり、環境監視を行います。

#### ■ 工事中

環境要素	監視項目	実施内容
大気環境	大気質	工事関係車両等の運行状況 工事工程の適正な管理を行い、運行状況を把握する。
	騒音・振動	工事関係車両等の運行状況 工事工程の適正な管理を行い、運行状況を把握する。
水環境	水質	工事排水水質 浮遊物質量と濁度の関係をあらかじめ把握した上で、仮設排水処理設備出口において、濁度を1回/日以上測定する。
廃棄物等	産業廃棄物	工事に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量、処理量及び処理方法を把握する。

#### ■ 発電所の運転開始後

環境要素	監視項目	実施内容
大気環境	大気質	窒素酸化物 連続測定装置を設置し、排ガスの窒素酸化物濃度を常時監視する。
水環境	水質	一般排水 総合排水処理設備出口において、生物化学的酸素要求量を1回/月以上測定する。
廃棄物等	産業廃棄物	発電所の運転に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量、処理量及び処理方法を把握する。

## ■ おわりに

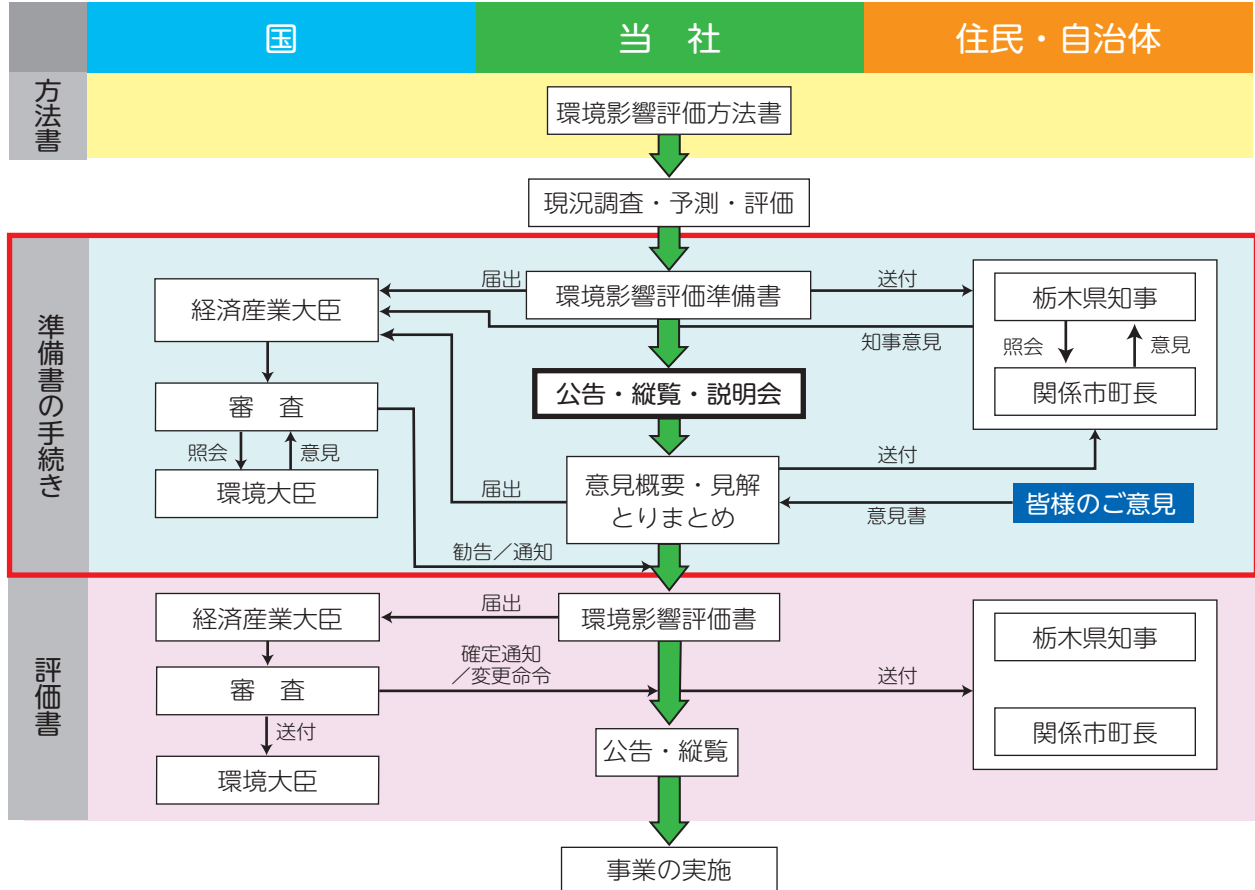
神鋼真岡発電所建設計画に係る環境影響評価準備書のあらましをご紹介いたしました。本事業の実施に当たりましては、環境保全と安全確保に十分配慮してまいります。何卒、本事業に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



## 環境影響評価の手続き

法律に基づく環境影響評価の手続きは下図のとおりです。今回の「準備書」の縦覧及び説明会の開催は、太枠の段階のものです。

今後、皆様のご意見をお聞きした上で、法律に基づく審査を経て「環境影響評価書」を取りまとめることとなります。



## 準備書の縦覧について

縦覧場所		縦覧期間	縦覧時間	備考
栃木県	環境森林部環境森林政策課	平成27年 9月29日(火) ~ 10月28日(水)	開庁時間内	土曜日、日曜日、祝日を除く
	県民生活部広報課県民プラザ室			
	芳賀県民相談室			
	県東環境森林事務所			
関係市町	真岡市環境課			
	上三川町住民生活課			
	宇都宮市環境政策課			
	芳賀町環境対策課			
当社事業場	真岡製造所		午前9時~午後5時	土曜、日曜、祝日も縦覧可能

当社事業場（真岡製造所）では、縦覧期間終了後の平成27年11月11日（水）まで、ご覧いただけます。

## 環境影響評価準備書に関するお問い合わせ先

株式会社神戸製鋼所 電力事業企画推進本部 東日本電力プロジェクト部

〒141-8688 東京都品川区北品川5丁目9-12